



堺資循 第E-27号

## 一般廃棄物収集運搬業許可証

住所(所在地) 堺市北区野遠町110番地の31

氏名(名称) 有限会社南大阪興業

(代表者氏名) 代表取締役 菊川 真

次のとおり、許可条件を付して、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項若しくは第2項又は第7条の2第1項の規定により、次のとおり許可を受けた者であることを証する。

令和6年8月22日

堺市長 永 藤 英 機



許可の年月日 令和 5年 7月 1日

許可の有効期限 令和 7年 6月30日

許 可 番 号 第162号

### 1 事業の範囲

事 業 の 区 分 積替え又は保管を含まない。

取り扱う一般廃棄物の種類 事業系ごみ(動植物性残さ、木くず、紙くず、繊維くず)

### 2 区域

堺市内全域

### 3 搬入先

クリーンセンター東工場

クリーンセンター臨海工場

### 4 許可条件

裏面のとおり

### 5 許可履歴

平成21年 7月 1日 新規許可

令和 5年 7月 1日 更新許可

令和 6年 8月22日 書換交付 (代表者の変更)

## 許可条件

- 1　自己の名義をもって、他人に営業をさせないこと。
- 2　収集運搬車両は、一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた後、産業廃棄物、家庭廃棄物及び本市の区域外で発生した廃棄物を収集運搬するなど、他の用途に使用してはならない。ただし、市内から発生する専ら再生利用の目的となる一般廃棄物である古紙又は古繊維を収集し、及び運搬する場合は、この限りでない。
- 3　一般廃棄物の収集又は運搬にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第3条第1号に従い、当該一般廃棄物が飛散し、及び流失しないようにするとともに収集又は運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
- 4　一般廃棄物を収集又は運搬できる区域は本市内に限定することとし、収集した一般廃棄物の搬入先は、本市が指定する処理施設に限定することとする。
- 5　一般廃棄物の本市の処理施設への搬入については、堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則第9条に規定する受入基準を遵守すること。
- 6　市長が必要に応じて指示する事項に従うこと。